

令 和 6 年 10 月 31 日

各 団 体 の 長 様

大阪府食品国民健康保険組合

令和6年12月2日以降に現行の健康保険証が
新たに発行されなくなることによる今後の取扱いについて

標記の件につきまして、国から示されたマイナンバーカードと保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の保険証は令和 6年12月 2日から新たに発行されません。

令和 6年12月 1日までに発行された保険証は、改正法の経過措置により有効期限まで使用することができます。(有資格者のみ)

現行の保険証が新たに発行されなくなることに伴い、原則としてマイナンバーカードの保険証利用登録者(以降マイナ保険証登録者)には、保険資格情報を把握できるよう資格情報通知書(A4サイズ)を発行します。資格情報通知書には有効期限がありませんので、保険資格情報の内容に変更が無ければ一回限りの発行となります。但し、70歳以上の高齢受給者の資格情報通知書については、毎年 8月 1日から 7月31日の有効期限があるものを発行します。

また、未登録者には引き続き保険診療を受けられるように、申請によらず資格確認書(現行の保険証と同様のカードサイズ)を発行します。

それぞれの交付につきましては、保険証の更新時の令和 7年 3月にマイナ保険証登録状況に応じて、資格確認書もしくは資格情報通知書を交付する予定です。

今後、資格喪失・住所訂正等の届出があった場合、有効期限内の被保険者証又は資格確認書の回収は必要ですが、資格情報通知書の回収は必要ありません。

又、住所・氏名訂正等被保険者の保険資格情報に変更があった場合、届出によりマイナ保険証の登録状況に応じて資格確認書もしくは資格情報通知書を発行します。

資格確認書再交付申請において、マイナ保険証登録者には、保険証の紛失等の理由による資格確認書の発行はできません。マイナンバーカードの再発行手続き中(紛失等による)にのみ暫定的に有効期限の短い(2～3か月)の資格確認書を発行します。未登録者には申請により資格確認書を再交付します。

新規加入・一部加入の届出においては、マイナ保険証登録状況がすぐに確認できないため、資格確認書を発行します。令和 7年 2月28日までの届出により交付される資格確認書の有効期限は令和 7年3月31日になります。